

野田市障害者支援施設等通所者交通
費助成金支給規則及び野田市地域生活
体験事業補助金交付規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第6号

野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則及び野田市地域生活体験事業補助金交付規則の一部を改正する規則

(野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則の一部改正)

第1条 野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則（平成20年野田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

(野田市地域生活体験事業補助金交付規則の一部改正)

第2条 野田市地域生活体験事業補助金交付規則（平成21年野田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。